保護者各位

多機能型事業所ホープみさかえ

日頃より当事業所の運営に関しましては、保護者の皆様のご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、１１月に入りインフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が心配される季節となりました。当事業所でも帰園後の手指消毒やうがい等、予防には万全を期しているところでございます。

つきましては、万が一感染が疑われる場合（嘔吐や下痢等）は以下の対応を取らせていただきます。感染予防の観点より何卒ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

１、　伝染性の病気が疑われるときは、利用を控え必ず医師の診断を受けて下さい。また、所定の利用許可書（別紙１）のご提出をお願い致します。

２、　事業所で発熱、嘔吐等が見られた時は、ご連絡いたしますのでお迎えをお願いいたします。
また、汚れた衣服等は二次感染予防の観点より洗わずそのまま袋に入れてお渡しいたします。

３、　ご家族が伝染症にかかった場合は濃厚接触者とみなされますので、ご利用はご遠慮願います。必ず、事業所へ連絡ください。

４、　「学校保健法」に準じ以下の病気・期間はご利用をご遠慮ください。

病名	利用停止の期間
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過するまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで。
麻疹	解熱した後３日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが出た後５日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで。
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで。
急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ－157を含む）、その他の伝染病	完治するまで。ただし、専門医が適当を認める予防処置をした時、または、症状により伝染の恐れがないと認めた時は、この限りではない。
手足口病	発疹が固まり、消失するまで。
伝染性紅斑（りんご病）	発疹が消失するまで。
伝染性膿湿疹（とびひ）	すべての発疹がかさぶたになるまで。
溶連菌・ヘルパンギーナ マイコプラズマ肺炎	医師が登園を認めるまで。

※　ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。